東京都農業政策に関する建議

～ 都内産農産物を都民に届けるための多様な販売対策の構築を ～

東京都内では、優れた技術を持った農家によって多彩な農業が展開され、魅力ある農産物や農産加工品が数多く生産されている。しかし、その生産力を発揮するうえで重要な流通面に目を向けると、卸売市場の統廃合による安定した出荷先の減少や地元で売り切れない余剰農産物の発生、地域を越えた販売ルート構築の難しさといった課題が存在する。

一方、都民の多くが農業の必要性を認め、都内産の農産物に対するニーズがあるにもかかわらず、特に身近に農業・農地が無い場合にはアクセスの問題や情報不足により東京で生産された農産物や農産加工品を日常的に購入できていない状況がある。

よって、東京都においては生産者と消費者の両者が抱える多様な課題やニーズの接点を探り、農産物の流通・販売対策について新たな政策を構築するよう、下記のとおり東京都農業会議第１１３回総会の総意をもって建議する。

記

１．学校給食における地場産農産物利用の促進

学校給食を通じて児童が地場産農産物に触れることは食農教育の基本であり、加えて農業者にとっても地元の学校給食は重要な出荷先となっている。そこで、生産者組織や自治体、学校の取組を積極的に支援するため、関係する部局が連携して地場産農産物の利用を奨励する事業を創設すること。

さらに、給食における地場産農産物の利用を促進するうえでは栄養士の取組が重要であることから、教育行政と連携して栄養士に対する支援および積極的な情報提供を行うこと。

２．都内産農産物の広域的な流通方策の確立

安定した流通ルートや新たな販売先を確保したいと考える意欲的な農業者を支援するとともに、消費者に対して都内産農産物や農産加工品を供給するため、次のような施策の展開をはかること。

なお、従来の枠組みにとらわれない都内産農産物の広域的な販売ルートの開拓に向けて「都内産農産物流通対策検討会」（仮称）を設け、新たな施策を構築すること。

(1) 農地が無い地域へ向けた販路開拓の支援

区部の農地が無い地域の消費者ならびに小売業者、飲食業者、加工業者等に都内の農産物を供給する施策を推進するとともに、そうした地域に向けて積極的に販路を開拓しようとする農業者や組織を支援する事業を創設すること。

また、高齢化社会を迎えるなか、食料品等の購入が困難になる「買い物弱者」の増加が地域の課題となり対策がはかられているが、そうした対応のなかで消費者行政や福祉対策と連携し、安全・安心な都内産農産物を供給できるような仕組みを創設すること。

(2) ネット販売の促進

東京には数多くの特徴ある農産物があり、また昨年度の都市農業実態調査で明らかになったとおり多種多様な農産加工品が開発されている。しかし、多くの場合、それらは生産地のみで販売されているために需要が限られている。そこで、売上の向上をはかるためにはインターネットを活用した販路拡大が有効だと考えられることから、ホームページの開設やネット販売に取り組もうとする農家への支援を強化すること。

また、幅広い消費者が都内産農産物に容易にアクセスできるよう、多様な手段を使って積極的な情報発信を行うこと。

３．都内産植木の販売・流通対策の確立

オリンピック開催に挑む都市としてふさわしい環境を整備するため、緑あふれる街づくりの推進が一層重要になっている。そこで、緑化需要における都内産植木の活用を推進するため、都が公共事業で緑化に使用する材料については都内産を 50 %以上使用する規定を設けること。

加えて、都市緑化に大きな成果をあげており都民および農家から期待されている苗木生産供給事業については、その稚苗も都内産を原則とし、そのための生産計画と発注について関係団体等と協議を行うこと。

また、植木交換会（市場）や都民向けの販売を行うための安定した場所を確保すること。

４．ウメ輪紋ウイルスの確実な根絶と風評被害の発生防止

ウメ輪紋ウイルスの根絶に向けた対策を一層強化するとともに、苗木類も含め風評被害の発生を防ぐための対策を早急に講じること。特に一般都民や流通業者、小売業者がウメ輪紋ウイルスに対する正しい知識のもとに根絶対策に協力し､安心して果実や苗木類を販売・購入できるよう積極的な啓発を行うこと。

５．東京農業の役割や魅力の積極的なＰＲ

新鮮さはもとより、安全・安心・環境にも配慮して生産している東京農業の実態やその多面的な役割、生産物の魅力を都民に広く啓発するためのメディア戦略を構築し、積極的なＰＲを行うこと。

平成２５年８月１６日

第１１３回東京都農業会議通常総会